

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
1	R6. 4. 11	R6. 6. 5	都立神代高等学校（3 1）体育館ほか改築及び改修工事 工事費内訳	164	1															都立神代高等学 校
2	R6. 4. 11	R6. 6. 5	・都立豊島高等学校（3 1）改築工事内訳書 ・都立豊島高等学校（3 1）改築電気設備工事内訳書	308	1															都立豊島高等学 校
3	R6. 5. 23	R6. 6. 5	都民の声メール（●年●月●日）	2		1									1				【抗議・意見の内容】 公にすることにより、将来の情報公開をおそれた都民等が率直な意見等を寄せ ることを躊躇するなど、広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるた め （東京都情報公開条例第7条第6号） 【メールフォーム専用メールアドレス】 公にすることにより、業務に関係のないメールの受信・着信が生じるおそれが ある。また、メールフォーム専用メールアドレスに直接意見等が寄せられてし まうと、通常業務で実施しない事務作業が発生し、都民等の意見等に係る的確 かつ迅速な相談対応が困難となり、広聴業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁総務部広 報統計課
4	R6. 5. 28	R6. 6. 7	エデュケーション・アシスタントの6年度の配置総数					1											エデュケーション・アシスタントの令和6年度の配置総数は、事業完了後に各 区市町村から実績報告書の提出を受けて集約を行う。そのため、請求に係る公 文書が存在しないため。	教育庁人事部職 員課
5	R6. 5. 29	R6. 6. 10	東京都教育委員会（教育庁）が卒業式・入学式などでの国旗掲揚国歌斉唱を都 立学校の教職員に職務命令を出して義務付け、従わなかった教員を懲戒処分し ていることに関し、外務省、文部科学省、大阪府、大阪市などと協議、相談な どをした内容が分かる記録（電磁的記録も含む）の保存してあるものすべての 文書。					1											請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため。	教育庁人事部職 員課

令和 6 年度 公文書開示（6 月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

[illegible]

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
22	R6. 6. 12	R6. 6. 26	・ 令和6年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和5年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況－ 調査対象621校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・ 令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況－ 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 ・ 令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一 都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況－ 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	39	1															教育庁都立学校 教育部高等学校 教育課
23	R6. 5. 1	R6. 6. 26	・ 処分説明書 ・ 東京都●●立●●中学校長（●●担当）●●の服務事故について ・ 東京都●●立●●中学校長（●●担当）●●の服務事故に関する確認書	7		1					1				1				・ 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため （東京都情報公開条例第7条第2号） ・ 人事等に関する案件として非公開で行った会議に関する情報であり、開示されることとなると、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号） ・ 事故者・被害者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等が公にされることとなると、区市町村教育委員会、警視庁及び当事者の所属校（以下「区市町村教育委員会等」という。）への問合せ・苦情等が生じ、その対応のために区市町村教育委員会等の業務に支障を及ぼすおそれがあるとともに、東京都教育委員会と区市町村教育委員会等との信頼関係が損なわれ、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁人事部職 員課
24	R6. 5. 1	R6. 6. 26	●年●月 ●●立校長 懲戒免職わかるもの。 ・ 事情聴取の記録 ・ 都教委の対応について					1											請求に係る公文書は、作成しておらず、存在しないため。	教育庁人事部職 員課
25	R5. 10. 21	R6. 6. 27	・ 400号都立学校会場の予算配付について（原議） ・ 514号令和5年度実施要項（令和5年8月改訂）の訂正について（原議） ・ 区市町村教育委員会対象説明会に配布した資料（データ）の送付について（案） ・ 貴管下中学校への送付物について（案） ・ 論点整理の送付について（案） ・ 特別措置案内書の送付について（案） ・ 成年年齢に達した生徒の取扱いについて（案） ・ 生徒用申し込みマニュアル（英語版）の送付について（案） ・ 中学校対象説明会における質問への回答について（案）	85	1															教育庁グローバ ル人材育成部国 際教育企画課

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

[illegible]